

○苦小牧市選挙啓発用投票器具等貸出要綱

(目的)

第1条 苦小牧市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、市内の学校又は団体（以下「学校等」という。）に投票器具等の無償貸出しを行うことにより、選挙の重要性、正しいルールを学んでもらい、投票意識の高揚及び明るく正しい選挙の啓発を図ることを目的とする。ただし、委員会が執行する各種選挙に支障のある場合はこの限りでない。

(投票器具等の品目)

第2条 貸出す投票器具等は、別表のとおりとする。

(貸出期間)

第3条 1回の貸出期間は原則として5日間とする。

(借用手続)

第4条 学校長又は代表者（以下「学校長等」という。）は、投票器具備品等の借用を希望するときは、「選挙啓発用投票器具等の借用願」（様式1）を借用期間前7日までに、委員会に提出しなければならない。

(貸出の承認)

第5条 委員会は、前条の借用願を受理したときは、速やかにその許可を決定し、学校長等に連絡するものとする。

(備品の搬入、搬出)

第6条 借用願のあった学校等への投票器具等の搬入、搬出は、原則として委員会が行うものとする。

(利用報告)

第7条 学校長等は、投票器具等の使用が終了したときは、「選挙啓発用投票器具等利用報告書」（様式2）を委員会に提出するものとする。

(紛失、破損の弁償義務)

第8条 学校等は、借用期間内における不慮の事故等により、投票器具等を紛失、破損しても、委員会からその責めを問われないものとする。ただし、故意又は悪質な場合はこの限りでない。

第9条 削除

附則

この要綱は、平成9年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年4月5日から実施する。